

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方へ 介護保険第1号被保険者の介護保険料減免申請ができます

申込 問 住民福祉課 介護高齢者係 ☎ 62-9133

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）は、一定の要件を満たしている場合、申請により介護保険料の減免が受けられます。

対象要件等については、現時点での国の基準に基づいたものとなっていますので、今後の状況により内容が変更となる可能性があります。申請をされたい方はまず係までお問い合わせください

対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業・不動産・山林または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、次のア・イ両方に該当する第1号被保険者

ア：事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である

イ：減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下である

対象保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限があるもの

富士見町住宅リフォーム事業補助制度のご案内

申込 問 建設課 都市計画係 ☎62-9217

町では、町内業者に依頼して住宅リフォームを行う町民の方に、工事費用の一部を補助します。新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急経済対策事業の一環として、補助額が拡充され、より利用しやすくなりました。補助を希望される方は必ず事前にご相談ください。

着工前に事業計画書の提出が必要です。着工してしまうと補助の対象となりませんのでご注意ください。

【対象者】

補助対象建築物の所有者であって、富士見町が賦課する町税および料金の滞納がない方で次のいずれかに該当する方

- ア. 富士見町に住居登録のある方
- イ. 移住者
- ウ. 多世代同居をしているまたはしようとする方
- エ. 居住誘導区域内でリフォームする方
- オ. 消防団員等

【対象建築物】

- ①対象者が町内に所有し、居住または居住しようとする個人住宅等ならびに住宅と同一敷地内の倉庫、車庫、物置等
- ②道路に接しておらず、倒壊の危険性を有し、除却が必要なブロック塀

【対象工事】

- ・ 工事費用が10万円を超える工事
- ・ 町内業者が施工する工事

補助金額

- 補助対象工事費の1/2(上限10万円)
+
- 対象者イ.ウ.に該当の方は上限30万円加算
+
- 対象者エ.オ.に該当の方は上限5万円加算
+
- 補助対象工事費の1/10(上限20万円)加算
(※緊急経済対策事業として加算)



詳しくは町ホームページ (<https://www.town.fujimi.lg.jp/>) または係までお問い合わせください。